

会 長	事務局長	局長補佐兼係長

## 第 8 2 2 回

### 宿 毛 市 農 業 委 員 会 総 会

1. 日 時 令和 2 年 3 月 2 日 (月曜日) 午後 1 時 3 0 分

2. 場 所 宿毛市役所 3 階 委員会室

3. 出席者 (17 名)

1 番 田村 磨利	2 番 山口 一晴	3 番 濱田 頼之
4 番 山本 欣史	5 番 岩本 誠司	6 番 小川 節美
7 番 澤田 誠規	8 番 今津 久雄	10 番 寺田 巧
11 番 羽賀 大透		

---

1 番 松本 功	2 番 保田 稔	3 番 川島 照久
4 番 西山 讓	5 番 細川 秀信	6 番 山本 大
7 番 浦田 久永		

4. 欠席者 (1 名)

9 番 小島 久司

5. 事務局等出席者

事務局長 岩田 明仁 事務局長補佐兼農地係長 小松 憲司  
宿毛市産業振興課長補佐 岩村 研治

6. 付議案件

議案第 1 号	農地法第 3 条許可申請審査について
議案第 2 号	買受適格証明願について
議案第 3 号	農地法第 5 条許可申請審査について
議案第 4 号	宿毛市農用地利用集積について
議案第 5 号	農用地利用配分計画案の意見聴取について (諮問)

○議 長 (会長あいさつ)

これより第822回宿毛市農業委員会総会を開催いたします。

本日の議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、1番田村磨利委員、2番山口一晴委員にお願いします。

なお、9番小島久司委員より宿毛市農業委員会規程第10条の規定による欠席の申出がありましたので、報告します。

○議 長 これより議事に入ります。

○議 長 議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」を議題といたします。

○議 長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局員 今回の申請は3件。内訳は、いずれも売買です。

それでは、ご説明いたします。番号17番。場所は2ページに位置図をつけております。大字二ノ宮。二ノ宮保育園の向かい側、松田川沿いに広がる農地のうちの1筆になります。

売買で、取得後は引き続き水稲と作るとのことです。

全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

続きまして、番号18番。場所は3ページに位置図をつけております。

大字和田。場所は宿毛市立和田体育館の向かい側に広がる農地のうちの1筆になります。

譲渡人は、相続により農地を取得しておりましたが、この度農地を処分することとなり、売買で譲ることとなりました。

登記地目は田で、引き続き水稲を作る予定です。

本申請は、双方から委任を受けた山下行政書士から提出されております。

全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

続きまして、番号19番。場所は4ページに位置図をつけております。

大字戸内、北川地区。場所は岩本会長の自宅手前に広がる農地のうちの1筆になります。

譲渡人は、相続により農地を取得しておりましたが、この度農地を処分

することとなり、売買で譲ることとなりました。

現況地目は畑で、ニラを作る予定です。

本申請は、双方から委任を受けた曾根行政書士（四万十市）から提出されております。

全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

今回の3条許可申請は以上になります。

○議 長 山本欣史委員の退室を求めます。

（山本委員 退室）

○議 長 続きまして、受付番号17番について、二ノ宮地区担当の川島委員より説明をお願いします。

○川島委員 **【議案書をもとに17番朗読】**  
川島委員より発言。

○議 長 続きまして、受付番号18番について、和田地区担当の田村委員より説明をお願いします。

○田村委員 **【議案書をもとに18番朗読】**  
田村委員より発言。

○議 長 続きまして、受付番号19番について、戸内地区担当の私の方から説明をいたします。

○会 長 **【議案書をもとに19番朗読】**  
会長より発言。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

（審議中）

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

- 議 長 これより採決をいたします。  
議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」3件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

- 議 長 異議なしということですので、「議案第1号」の3件は、許可することに決しました。

- 議 長 山本欣史委員の入室を許可します。

(山本委員 入室)

- 議 長 続きまして、議案第2号「買受適格証明願について」を議題といたします。

- 議 長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

- 事務局員 それでは事務局から説明いたします。議案第2号「買受適格証明願について」ご審議をお願いいたします。議案書5ページをご覧ください。

幡多広域市町村圏事務組合租税債権管理機構では、定期的に公売会が行われておりますが、現在、インターネットによる公売(入札)を行っており、今週水曜日(4日)に四万十市の幡多総合庁舎3階大会議室にて不動産公売会が行われます。

今回の公売物件に農地が含まれており、公売に参加するためには農業委員会が発行した買受適格証明書が必要になります。入札日は3月4日(水)で、今回の総会の議案提出締切日である2月7日(金)までに1件の願出がありましたのでご審議をお願いするものです。

なお、買受適格証明願については、その農地を取得してそこで耕作をしたいという願出がほとんどです。まれに取得して転用したいというケースもあるようですが当市では該当がありません。今回は、耕作目的での取得ですので、この場合は、願出人から3条申請があった時と同様の審議となりますので、いつものように、きちんと耕作をするのかや下限面積を満た

しているのかなどをチェックしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

また、農業委員会では、買受適格証明の議決を行う際には、その後の事務処理の迅速化を図るため、その買受適格証明書の交付を受けた者が落札でき、その後許可申請が提出された場合には、会長がこの買受適格証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除いて、許可をして差し支えないという議決をしておくものとなっておりますので、最後にその議決もしていただければと思います。

それでは個別の説明に入ります。場所につきましては6ページの位置図をご覧ください。大字宿毛、ホテルアバン宿毛裏側、松田川沿いに広がる農地のうちの1筆になります。

公売に参加するために買受適格証明が必要ということで、今回の願出となっております。耕作するために取得するということです。

願出の届出は申請者本人が直接窓口へ来庁されましたので、その際にきちんと耕作しない場合は、証明書の発行は困難であることや下限面積要件等について、重ねて説明をいたしました。3条の申請書類、耕作計画書も添付されております。

農地法3条第2項各号に該当しないと思われるため、買受適格証明は発行できると考えております。事務局からは以上です。

○議長 続きます。受付番号1番について、街区担当の田村委員より説明をお願いいたします。

○田村委員 **【議案書をもとに1番朗読】**  
田村委員より発言。

○議長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

- 議長 長 これより採決をいたします。  
議案第2号「買受適格証明願について」1件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、適当と認め証明することにご異議ございませんか。
- (「異議なし」との声あり)
- 議長 長 異議なしとすることですので、「議案第2号」1件は、証明することに決しました。
- 議長 長 それからもう一点ですが、先ほど事務局から報告がありましたが、農業委員会では、買受適格証明の議決を行う際には、その後の事務処理の迅速化を図るため、その買受適格証明書の交付を受けた者が落札でき、その後、許可申請が出された場合には、この買受適格証明の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除いて、許可をして差し支えないという議決をしておくものとなっております。  
取り扱い上は、その議決をしておくこととなっておりますので、そのように決定してよろしいでしょうか。
- (「異議なし」との声あり)
- 議長 長 異議なしとすることですので、今回の買受適格証明発効後の取り扱いは、このように決しました。
- 議長 長 続きまして、議案第3号「農地法第5条許可申請審査について」を議題といたします。
- 議長 長 事務局と委員より議案の説明をお願いします。
- 事務局長 議案第2号「農地法第5条許可申請」ご説明いたします。  
受付番号32番、所在地野地、位置図は8ページになります。与市明から宿毛トンネル、野地橋を右折し直進した左側の土地。  
転用目的は、KDDI、ソフトバンクの携帯電話サービスの通信品質の改善を目的として、賃借権を設定し申請地に携帯電話基地局を設置しようとするものです。  
農地転用に伴う、賃貸借契約書、土地利用計画図、事業計画書等必要書

類も添付されております。

携帯電話基地局施設の設置に伴う農地の転用面積は 60.39 m<sup>2</sup>。資金計画といたしましては、賃借料年間 2 万 7 千円。携帯電話基地局設置費 2,000 万円。自己資金 2,000 万円です。

農地区分につきましては、甲種、第 1 種、第 3 種に該当せず「その他の農地」と判断されることより転用に支障なしと考えております。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議 長 続きまして、受付番号 32 番について、野地地区担当の山本委員より説明をお願いします。

○濱田委員 【議案書をもとに 32 番朗読】  
濱田委員より発言。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。  
議案第 3 号「農地法第 5 条許可申請審査について」1 件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしとすることですので、「議案第 3 号」の 1 件は、意見を附して県に送付することに決しました。

○議 長 続きまして、議案第 4 号「宿毛市農用地利用集積計画について」を議題といたします。

○議 長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局員 議案書は 10 ページになります。今回は 1 件です。

今回の利用権設定の借主は「公益財団法人高知県農業公社」となっております。高知県農業公社というのは「農地中間管理機構」のことです。

まず、議案第 4 号として各所有者から機構へ農地を貸す利用権設定を審議していただき、後ほど 11 ページにあります議案第 5 号としまして配分計画案に対するご意見をお願いできればと思います。

それでは利用権設定の説明いたします。

今回申出のありました 1 件は、所在地は大字二ノ宮、二ノ宮保育園の向かい側、松田川沿いに広がる農地のうちの 1 筆、ほぼ中央部分に位置しております。レンタルハウスを建てる予定です。

なお、貸借の期間は、いずれも令和 2 年 3 月 10 日から令和 17 年 3 月 9 日までの 15 年間となっております。

いつもでしたら、委員の皆様方に、この借主は「農地全てを効率利用する人なのか」とか「必要な農作業に常時従事するのか」といった点のチェックをしていただくところですが、借り手が農地中間管理機構で、農地中間管理事業の実施による利用権設定をする時であれば、これらの要件には該当しなくても良いこととなっておりますので申し添えます。

以上のことから、事務局は今回申出のありました受付番号 4 番について農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たしていると考えております。

今回の利用権設定は以上です。

○議 長 続きまして、受付番号 4 番について、二ノ宮地区担当の山本委員より説明をお願いいたします。

○山本委員 **【議案書をもとに 4 番朗読】**

山本委員より発言。

○議 長 事務局と委員より説明がりましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。



(「なし」との声あり)

- 議 長 これより採決をいたします。  
議案第4号「宿毛市農用地利用集積計画について」1件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおりこの計画を認め市に通知することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

- 議 長 異議なしということですので、「議案第4号」1件は、市に通知することに決しました。

(産業振興課 岩村補佐入室)

- 議 長 続きまして、議案第5号「農用地利用配分計画案の意見聴取について」を議題といたします。  
産業振興課 岩村補佐より議案の説明をお願いいたします。

- 溝渕主事 産業振興課岩村です。よろしく申し上げます。  
それでは11ページをご覧ください。農用地利用配分計画についてご説明いたします。先ほど承認いただきました農用地利用集積計画について農業公社が借り受けた農地につきまして、農業公社が借り受けた農地を受け手に配分する計画です。

議案第5号として11ページをご覧くださいますと、こちらの別紙借受選定理由書によりますと、宿毛市二ノ宮字●●●●●につきまして受け手として応募されております中で、選定理由にある各項目でポイントが一番高い経営体である●●●●●が適当であると配分計画を作成しております。

以上、農用地利用配分計画の説明です。ご審議のほどよろしく願います。

- 議 長 担当課より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

- 議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

- 議 長 それでは、これより採決をいたします。  
議案第5号「農用地利用配分計画案の意見聴取について」担当課より説明があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおりこの計画案を適当と認め市に答申することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

- 議 長 異議なしということですので、議案第5号1件は、市に答申することになりました。岩村課長補佐ありがとうございました。

(産業振興課 岩村補佐退室)

- 議 長 続きまして、協議事項に入ります。  
非農地の報告について事務局と委員よりお願いいたします。

- 事務局長 事務局より非農地証明についてご報告いたします。  
番号23番。申請場所、所在地山北。登記地目畑。地図の方は13ページになります。場所は、国道56号線を進み右折し山北地区に入り篠山小学校を通過した右側の土地で昭和49年に一般住宅を建築し現在に至っております。  
以上1件につき、農地への復帰は困難と考えます。  
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 議 長 続きまして、受付番号23番について、山北地区担当の山本委員お願いいたします。

- 山本委員 **【議案書をもとに23番について朗読】**  
山本委員より発言。

- 議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議長 ほか意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長 これより採決をいたします。  
非農地証明1件につきましては、審議の結果問題ないということですので、適当と認め証明することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長 異議なしとすることですので、非農地証明1件は、証明することに決しました。

○議長 事務局より報告事項があります。

○事務局長 (令和2年度の総会の日程について)  
配布しております令和2年度の総会の日程についてご説明いたします。  
新年度は改選があり、7月は2回の開催となります。この内容で提案いたしますので確認をよろしくお願いします。

○事務局員 続きまして、事務局から5点報告いたします。  
(令和2年度農作業臨時雇用標準賃金(案)について)  
続きまして、資料2の「令和2年度農作業臨時雇用標準賃金(案)」をご覧ください。こちらは毎年この時期の総会で審議をさせていただいております。お手元の資料でも確認いただいたことと思いますが、ここ数年来、金額に大きな変化はありません。案も前年度と同じ額を入れております。前年ここで協議したときも、それぞれ場所によって少しずつ違うし、地区によっても少しずつ違いがあると。なかなか難しいという話もありましたが、毎年このような形で、総会で諮る必要がありますので、ご審議をお願いしたいと思います。

○事務局員 (宿毛市賃借料情報について)  
続きまして、資料3の「宿毛市賃借料情報」をご覧ください。こちらも毎年この時期に集計しているものでして、数字につきましては全国農業会議所が作成した「農地の賃借料情報提供の手引き(改訂版)」というものに従って集計して出したものです。簡単にご説明致しますと、平成31年1月か

ら令和元年12月までの1年間の利用権申請があった賃貸借を集計し平均を出したものです。このような形で情報提供をすることとなり、今後ホームページ等で公表することになります。誤字等がなければそのまま掲載したいと思っておりますので、ご審議をよろしくお願いいたします

○議長 事務局より3件の説明がありましたが、何か質問はありませんか。

○議長 なければ、今、事務局から説明があったとおりで行きますので、よろしくお願ひします。最後に事務局より報告がありますのでお願ひします。

○事務局員 「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」と「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」について  
続きまして、資料4の「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」と「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」をご覧いただきたいと思ひます。これは毎年この時期に行っていることですが、まず案を作成し、これを今後宿毛市のホームページで公開します。その後、ご意見等あればそれを反映したり検討したりしつつ、今後5月の総会で最終的な内容を決定し、ホームページで公開する流れになります。  
今回はまずその案の作成ということになり、先掛けて議案書の送付時に同封しておりましたが、事務局案でよろしいかどうかご協議頂ければと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長 事務局から説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(「はい」との声あり)

○議長 ないようでしたら、事務局にお願ひいたします。

○事務局員 先程も申しましたように今回事務局で案を作成いたしました。お持ち帰りいただきお気付きの点等ありましたら、事務局までお問い合わせをいただければと思ひますのでよろしくお願ひします。

○事務局員 (人・農地プランの実質化に係るアンケート調査実施について)  
続きまして、人・農地プランの取り組みとして実施しております、営農意向調査・アンケート調査についてお知らせいたします。宿毛市では、昨

年9月から委員のみなさまの戸別訪問により、現在実施中です。

委員のみなさまから回収いただきました調査票は事務局にて集計作業を行い、途中経過としまして先月までに、170名の方から回答をいただいております。

このように、既に調査票の配布・回収を進めていただいている委員の方々もいらっしゃいます。委員のみなさま方におかれましては、何かとご多忙のこととは思いますが、それぞれ担当地区において対象者となる、農地所有者及び耕作者に対して引き続き調査票の配布・回収の取り組みを進めていただきたいと思います。この取り組みは、ひとまず今年度末（3月31日）まで期間となりますのでよろしく願いいたします。

なお、先月の総会でもお知らせいたしましたが、宿毛市産業振興課から情報提供をいただいた内容で、人・農地プランに関する一覧表についてこちらの方々には認定農業者や認定新規就農者等中心集合体として位置付けていることから、アンケート対象者となりますので、内容をご確認いただき、自分の担当地区に該当する場合は、アンケート調査票の配布・回収を優先的にお願いいたします。

なお、調査票が不足する場合、調査にあたり不明な点等ございましたら事務局までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

以上で、人・農地プランに関する営農意向調査・アンケートの実施について説明を終わります。

○事務局員 （農業委員会の改選について）

続きまして、農業委員会の改選についてお知らせいたします。資料5をご覧ください。前回1月の総会でもお知らせをいたしましたが、宿毛市農業委員会の任期満了日は、令和2年7月19日。改選まで残り139日となりました。

幡多地区内では、大月町と三原村が同じく今年任期満了になり7月に改選を迎えます。大月町では今月から募集を開始、三原村は宿毛市と同様に来月の1ヶ月間で募集を行う予定です。

内容につきましては、前回総会時にご説明した通りで、こちらの内容で4月の広報すくもへ記事を掲載予定です。

○事務局員 （活動記録簿の提出について）

続きまして、本日は活動記録簿の提出をいただきありがとうございます

た。本日提出いただきました活動記録簿については、このあと事務局で内容を点検、確認後、後日郵送にて返却予定ですのでお知らせいたします。

新年度も定期的に活動記録簿の提出をお願いいたしますので、日頃の活動の記録について、記録簿への記載漏れがないようご注意ください。

今後、これまでの記録簿の内容を精査し、事業実績を取りまとめ報酬の算定を行い、これまで1年間の活動実績に基づき報酬の上乗せ分として3月末日に支給送金予定です。

○事務局員 (次回総会の日程について)

最後に次回総会の日程についてお知らせします。4月6日(月)午後1時30分から行います。提出議案の締め切りは13日(金)、議案送付は30日(月)の予定です。よろしくお願ひします。

○議長 ほかに何かありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長　それでは、以上で今期定例総会の議事は全て議了いたしました。これで第822回宿毛市農業委員会総会を閉会します。

午後2時45分閉会

令和2年3月2日

会　長

農業委員

農業委員